

# 道知事のコロナウイルス対策は妥当か

## — 過去の危機対応からの教訓

山崎 幹 根

コロナウイルス感染は依然、予断を許さない状況が続いている。思い返せば、二月に初めて道内から感染者が発生、鈴木知事は道内市町村の教育委員会に対して休校を要請、続けて、二八日に緊急事態宣言を発表、道民へ外出自粛を訴えた。三月一九日に宣言を終了、その後、補正予算など、さみだれの対策が出された。この宣言は法的根拠を欠き、科学的裏付けが示されないまま、道民に自粛を強いる手法ですすめられ、その副作用の大きさを見せつけた。さらに四月一六日には、国の緊急事態宣言を受け、道は特定警戒都道府県に指定された。

当初の宣言後の動向を振り返れば、管見の限り、現場では知事の要請を冷静に受け止め、休校や学童保育の対応を肅々と行った自治体もあれば、提案の唐突さや、その後の分散登校や卒業式の催行を含め、北海道教育委員会からの度重なる指示や要請に翻弄された自治体もあつたようだ。周知のとおり、飲食店等には補償措置もなく不十分な対策のまま、経済的な打撃に苦慮している。

最近、国、地方を問わず政治家が、危機対応を世論から支持を集めるための政治的パフォーマンスかのように行い、また、そのよ

うに受け止められる傾向が目立つ。それゆえに、鈴木道政の対応がどこまで実効的であつたのか、「北海道モデル」とは何だつたのか、客観的かつ実証的に検証する必要がある。

そこで過去、北海道が経験した二つの危機を振りかえり、自治体としての対応のあり方を考えたい。

第一の例は、二〇〇一年、BSE（注）異常プリオンたんぱく質が増殖し死に至る牛の病氣。感染して死んだ牛の肉骨粉を使用した飼料を通じて蔓延）の発生であり、道は迅速な情報公開を行った。BSEの発生で消費者の牛肉の安全性への信頼回復が問題となつたが、当時の堀達也知事の下、北海道は国が消極的であつた牛の全頭検査に踏み切つた。さらに道は二段階で行われていた検査に際して、最初の一次検査から結果を公表した。この時、国は三歳未満の若い牛を検査から除外する方針であり、一次検査の公表にも消極的であつた。対照的に、道は国に先んじた対応を行い、消費者の安心確保に努めた。その後、国も全頭検査方式を全国で採用、検査前の国産牛の買取りに至つた。

第二の事例として、一九九七年、道内最大の金融機関であつた北海道拓殖銀行が経営破

綻した際の対応では、道内経済全体への影響を緩和させるために、道は緊急対策本部を設置し、あらゆる対策を行った。そもそも金融政策は国、当時の大蔵省の事務であり、自治体である北海道が対処できる余地は極めて限られていた。こうした中、堀道政は不況対策として次々と可能な手段を講じた。例えば、最も心配される中小企業の資金繰りのために、特別な融資制度を作り、一〇〇〇億円を準備し、資金の供給に努め、地元経済の動揺を抑えた。また、知事をはじめ道幹部は、関係省庁や政権党の政治家への要請を繰り返した。そして、拓銀から債権を引き受けた金融機関にも公的資金を円滑に投入させるために、策定中であつた金融健全化法案の条文に「事業譲渡『等』』という一文字を挿入させるために奔走したという。

このように二つの事例を概観するだけでも、危機対応として重要な教訓を引き出せる。先ず、前例がなく道に権限がない分野であつても、率先して具体策を打ち出す重要性である。今回のコロナ対策で言えば、宣言以上に何を実行するのが肝要だ。また、リーダーの言動とは、非常時であつても、——否、非常時だからこそ——、関係者との地道な折衝を積み重ね、組織を挙げて実効的な政策を打ち出すことにある。さらに、いかなる状況にあつても、道民生活の安定、道民の安心回復が、最優先すべき目標であることに留意すべきである。くれぐれも緊急宣言だけで思考停止に陥つてはならない。

へやまざき みきね・北海道大学公共政策大学院教授